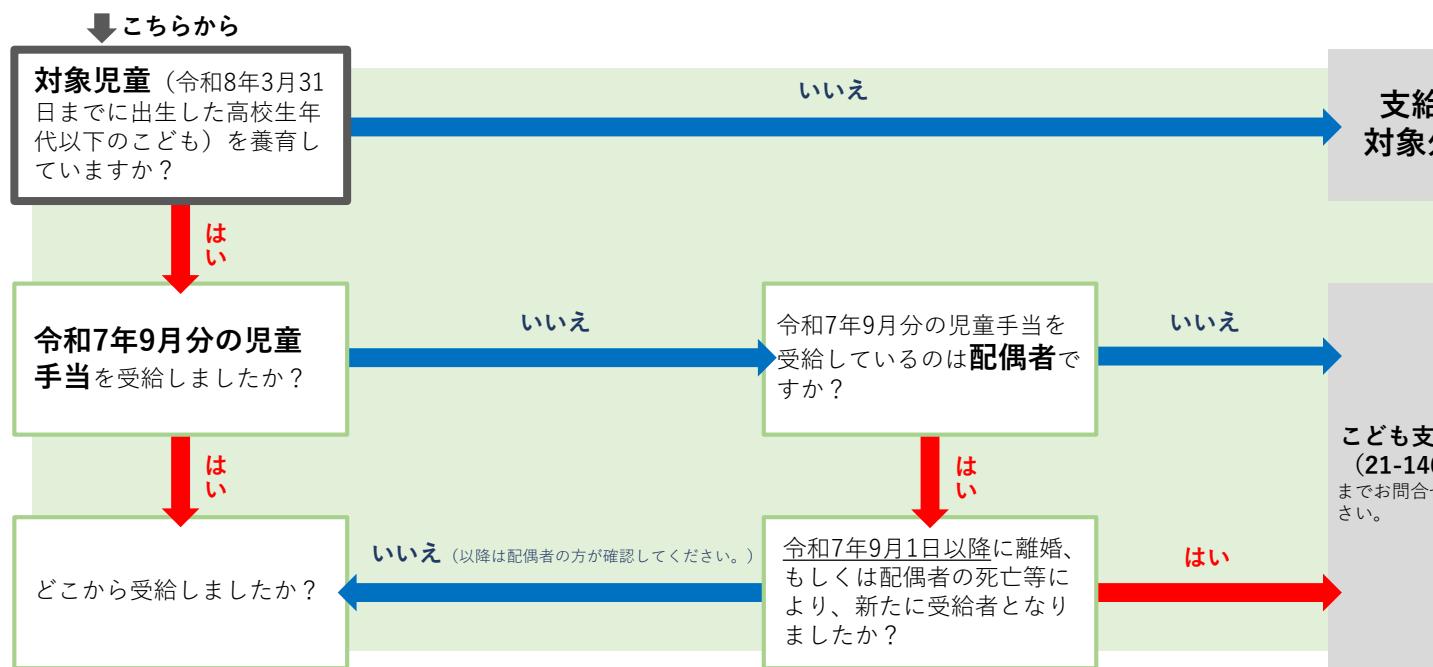


■令和7年度物価高対応子育て応援給付金 支給対象確認フローチャート

* このフローチャートに該当しない方はこども支援課(21-1461)までお問合せください。



■児童手当について（補足）

支給文

- ・高校卒業年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方が支給対象となります。
 - ・父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します（一定の要件を満たしている場合に限ります。）。

認定請求	【参考：支給額】	
	3歳未満	15,000円
	3歳以上	10,000円
	第3子以降	30,000円

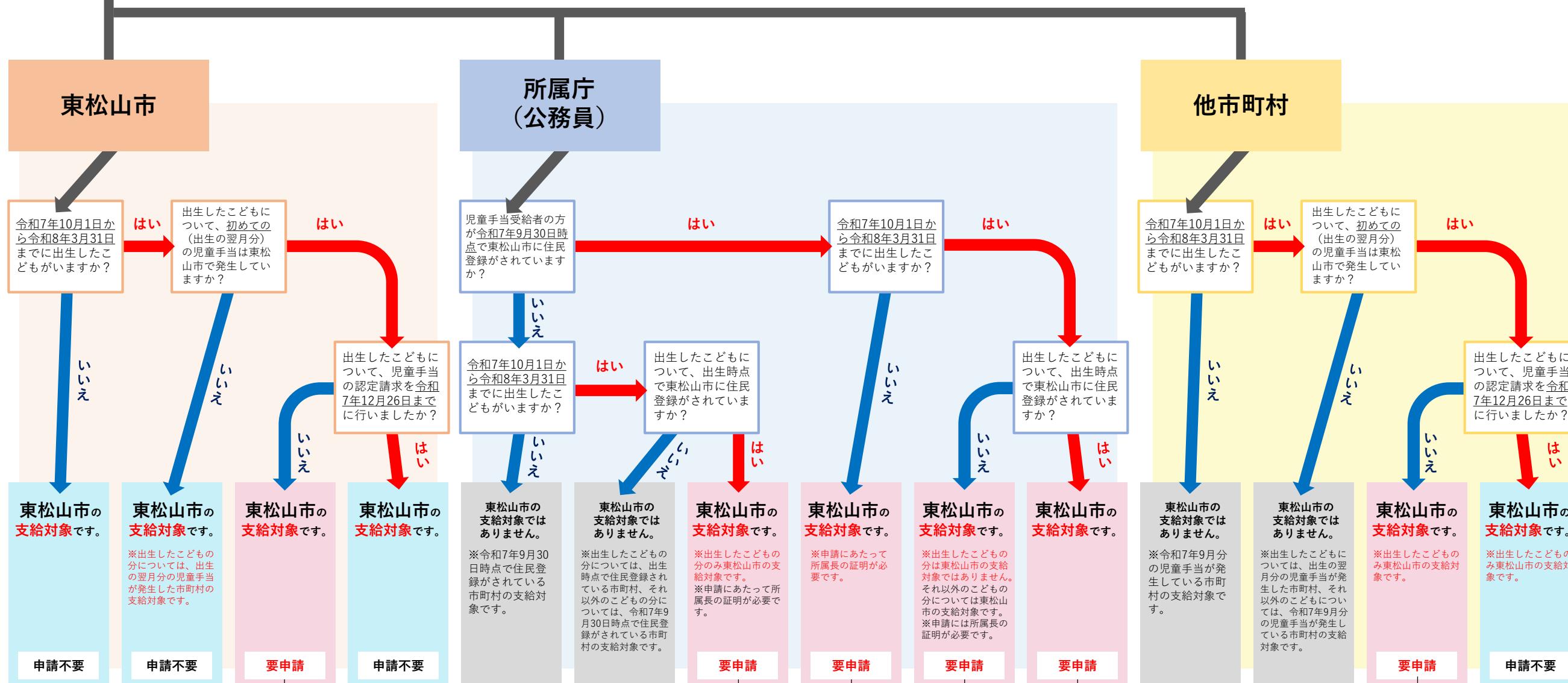
認定請求

- ・子どもが生まれたり、他の市町村から転入したときは、東松山市子ども支援課に「認定請求書」の提出（申請）が必要です。認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。なお、申請が遅れた場合や未申請の場合はこの限りではありません。
 - ・公務員の場合は勤務先から児童手当が支給されるので、勤務先にそれぞれ届出・申請が必要です。

支給時

原則として偶数月の15日に前月分まで（2ヶ月分）の手当を支給します。15日が土日・祝日の場合は、その直前の平日が支給日となります。

【参考： 支給月】	4月支給	2月～	3月分
	6月支給	4月～	5月分
	8月支給	6月～	7月分
	10月支給	8月～	9月分
	12月支給	10月～	11月分
	2月支給	12月～	1月分



申請書はこども支援課窓口にあります。

所屬庁からの児童手当受給証明済みの申請書を提出してください

申請書はこども支援課窓口にあります。